

日本ガス協会「準会員」への入会のご案内

2017年4月に施行された改正ガス事業法においてガス事業類型の整理が行われたことを受け、日本ガス協会（以下、「当協会」という。）は新たな会員種別「準会員」を設けました。

準会員としてご入会いただけるのは、ガス小売事業の登録、特定ガス導管事業の届出、ガス製造事業の届出のいずれかを完了している事業者です。

準会員にご提供するサービスメニューやご入会の方法等について、以下のとおりご案内申し上げます。

I. 準会員にご提供するサービスメニュー

当協会は、ガス事業の基盤である安定供給・保安の確保を推進するために、消費機器の周知・調査に関する実務要領など、新規にガス小売事業等を開始される事業者の皆様が、「保安の高度化」を推進するうえで役立つ各種サービスをご提供いたします。

1. 保安に関する会員限定情報のご提供

保安に関する情報について、準会員限定のホームページにおいてご提供いたします。

<保安情報の例>

- ◆ 「ガス事故事例集」・・・過去1年間に発生したガス事故のうち、ガス事業者が事故防止に向けて知っておくべき事例をまとめたもの
- ◆ 安全周知ツール・・・マイコンメーター復帰操作手順の画像データや、お客さまに安全・安心にガスを使っていたためのポイントをまとめた安全周知ツールの斡旋

2. 保安に関する会員限定通知（お知らせ）の発信

保安に関する行政等からの通知について、準会員の皆様にタイムリーに発信いたします。

<通知の例>

- ◆ 「●●に関する法令改正への対応について」・・・法令改正により必要となるガス事業者の事務手続きをまとめた通知
- ◆ 「●●による事故防止に関する注意喚起について」・・・事故発生にともない行政等から発せられた注意喚起の会員事業者への周知と対応方法をまとめた通知

3. 保安に関する説明会の開催

保安に関する会員限定説明会にご参加いただけます。なお、説明会は主に全国の主要都市（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡）で開催しており、最寄りのエリアの説明会にご出席いただけます。

<説明会の例>

- ◆ 「●●に関する法令改正への対応説明会」・・・保安規制の変更内容の説明会
- ◆ 「「●●要領」の改訂に関する説明会」・・・会員限定図書改訂内容の説明会

4. 保安に関する当協会発行書籍の販売

保安に関する会員限定書籍を準会員の皆様に販売いたします。販売対象図書のリストは、準会員限定のホームページに公開いたします。

＜販売書籍の例＞

- ◆ 「周知実務要領」・・・ガス小売事業者が実施する、危険発生防止の周知等の実務について解説を加え整理したもの
- ◆ 「消費機器調査実務要領」・・・ガス小売事業者が実施する、屋内設置の特定の給湯器などの給排気設備等に関する調査等の実務について解説を加え整理したもの

5. 保安に関するお問合せ

上記に掲げた会員限定情報など保安に関する内容について、準会員の皆様からのお問合せに対応いたします。お問合せの窓口は改めてご案内します。

II. 準会員入会申込の要件

以下の①、②をともに満たすこと。

①以下のいずれかの完了

- ・ガス小売事業の登録(経済産業省から登録が公表されること)
- ・特定ガス導管事業の届出
- ・ガス製造事業の届出

②日本ガス協会定款及び以下の事項の遵守

日本ガス協会定款については、当協会ホームページご参照 (<https://www.gas.or.jp/pdf/about/31teikan.pdf>)

【サービス利用に際しての遵守事項】

※準会員は、当協会からご提供するサービスの内容を、当該準会員の「保安の高度化」関連活動のみにご利用いただくこととし、当協会の許可無く、当該準会員以外の第三者へ公開、提供することを禁止いたします。

※当協会からご提供するサービスはあくまでも参考として情報等をご提供するものであり、取扱いについては各々の準会員がご判断し、意思決定していただくこととなります。当協会はサービス内容に関する全ての責任を免責されるものとします。

※当協会から準会員へご提供するサービスは、保安に関する正会員向けの資料等を準会員にもご提供することを原則としております。したがって、準会員に特化したサービスをご提供するものではなく、準会員の業務に必要な情報は、準会員自らご判断いただく必要があります。

※会員間もしくは会員と需要家間等の紛争があった場合でも、当事者間で解決するものとし、当協会は関与しません。

※サービス充実に目的として、当協会から準会員に対してアンケートへの協力や事故情報の提供等のご依頼をすることがあります。

(参考) 当協会の会員構成

(1)正会員 次のいずれかに該当する者

① 本会事業の中心領域である一般ガス導管事業の許可を受けた者(併せてガス小売事業の登録を受けている者を含む。)

② 一般ガス導管事業を分離し、その分離された一般ガス導管事業の許可を受けた者(正会員に限る。)の株式の全部を直接所有する者

(2) 準会員 (1)①、②に該当しないガス事業者

(3) 賛助会員 ガス事業者以外の法人又は団体

Ⅲ. 年会費

準会員の年会費(4月～翌3月)は、定額の20万円(税抜)となります。

※ 年度途中の入会(当該年度中の理事会での入会承認)でも、入会時期に関係なく年会費20万円(税抜)が発生します。

Ⅳ. 提出書類等

以下の入会申込書類一式をご郵送ください。

【入会申込書類】

- ・入会申込書(別紙1)
- ・会員登録届(別紙2)
- ・暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書(別紙3)
- ・定款(写し、要原本証明)
- ・登記簿謄本(現在事項証明書、原本)
- ・事業登録又は届出完了が確認できる書類(写し)

【郵送先】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-15-12

一般社団法人 日本ガス協会 総務部 総務企画グループ 宛

【郵送期限】

日本ガス協会理事会の 2週間前必着(理事会日程についてはお問い合わせください)。

※当協会には各地方に支部機能を有する地方部会がありますが、準会員は所属いたしません。

Ⅴ. 本件に関するお問合せ先

入会に関するお問合せ

総務部 Mail : junkaiin-soumu@gas.or.jp

サービスメニューに関する一般的なお問合せ

技術部 Mail : junkaiin-hoan@gas.or.jp

※実務に係る具体的なお問合せ窓口は、入会后改めてご案内いたします。

以上

入 会 申 込 書

一般社団法人 日本ガス協会会長 殿

当社は、日本ガス協会定款を遵守するとともに、「日本ガス協会『準会員』への入会のご案内」に記載の遵守事項に同意し、準会員として入会申し込みいたします。

年 月 日

所 在 地

事 業 者 名

代 表 者 名

印

会 員 登 録 届

ふりがな 事業者名			
代表者役職 ふりがな ・氏名			
登録番号			※ガス小売事業の登録を完了した事業者様は、 ご記入ください。
本 社 所 在 地	住所 〒		
	TEL	FAX	
	ホームページアドレス		
事 務 連 絡 先	住所 〒		
	TEL	FAX	
	連絡担当部署		
	連絡担当者氏名		
	連絡用メールアドレス		

記入年月日

年 月 日

暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

一般社団法人日本ガス協会 会長 殿

年 月 日

所在地

事業者名

代表者名

印

1. 当社は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約します。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業
- ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
- ⑥ 暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者
- ⑦ その他前各号に準ずるもの者

2. 当社は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者(以下、「反社会的勢力等」と言う。)と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約します。

- ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
- ② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与えるなど、反社会的勢力を利用して関係
- ④ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
- ⑤ その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

3. 当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約します。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴協会の信用を毀損し、又は貴協会の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

4. 当社は、これら各項のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合及び、この表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、除名されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切当社の責任とすることを表明、確約します。